



市町村と県との連携対応について

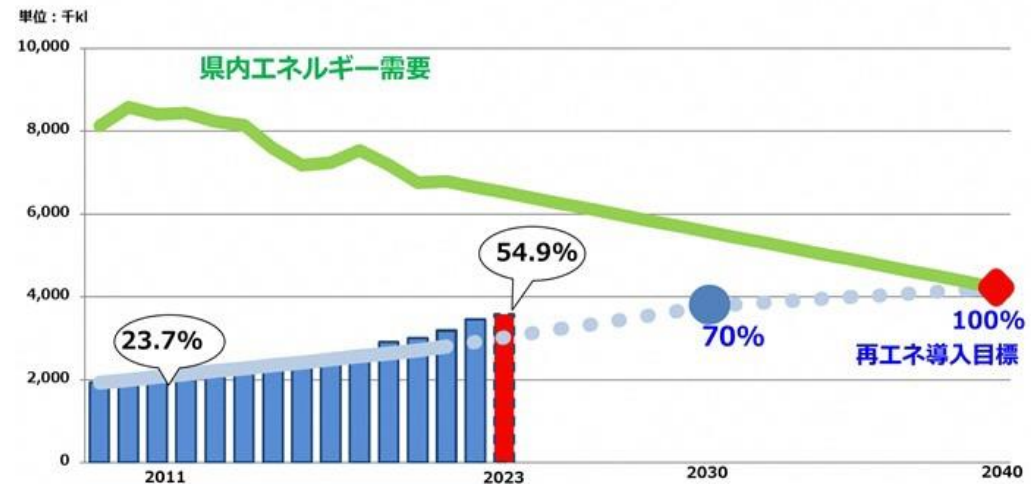
令和 7 年 5 月 2 9 日
福島県エネルギー課

本県の再エネ導入目標

◆福島県再生可能エネルギー推進ビジョン2021～持続可能な社会を目指して～

- 本県は、東日本大震災・原子力災害からの復興を成し遂げるため、「**原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり**」とする**基本理念**を掲げ、復興に向けた主要施策の一つに再生可能エネルギーの飛躍的推進を位置付け、取組を進めてきた。
- ビジョンでは「**2040年頃を目途に、県内のエネルギー需要量の100%以上に相当する量のエネルギーを再生可能エネルギーで生み出す**」という目標を掲げている。

【再生可能エネルギーの導入実績（原油換算）】



2023（令和5）年度実績：54.9%

【エネルギー種別導入実績】



2023（令和5）年度実績：3,961MW
（うち太陽光発電：3,192MW）

本県の再エネ導入推進に向けた課題

◆再生可能エネルギー先駆けの地アクションプラン（第5期）

- 県では、推進ビジョンに基づく行動計画として、令和7年3月には令和7年度～令和9年度を対象期間とした「**再生可能エネルギー先駆けの地アクションプラン（第5期）**」を策定。「再生可能エネルギーの導入拡大」や「持続可能なエネルギー社会構築」など4項目を取組の柱に位置付けている。
- **再エネの導入推進に向けた課題**の一つとして「**再生可能エネルギーと地域との共生**」を掲げている。国や市町村と連携し、法令等の遵守や地元の理解、安全等に配慮した再エネ導入を推進していく。

【アクションプランの4つの柱】

第1の柱

**再生可能エネルギー
の導入拡大**

第2の柱

**再生可能エネルギー
関連産業集積**

第3の柱

**持続可能な
エネルギー社会構築**

第4の柱

水素社会実現

【課題等への対応】

- **再生可能エネルギーと地域との共生**
- 出力制御の抑制に向けた対策
- 固定価格買取制度に頼らない再生可能エネルギーの導入促進
- 再生可能エネルギー・水素関連産業の育成・集積の更なる促進
- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて

関係法令違反通報について①

◆地方自治体等向け情報閲覧ページ

- 再エネ特措法の改正により、事業実施段階に応じた制度的対応で事業規律強化が図られており、再エネ設備の実態把握のための現地調査についても体制が強化されたところ。円滑かつ適切な対応に向けては、**自治体からの情報提供が重要となる。**
- 資源エネルギー庁管理ホームページ「FIT制度・FIP制度 再生可能エネルギー電子申請」の「**地方自治体等向け情報閲覧ページ**」では、**関係法令に違反している案件について通報できる機能が用意されており、これを有効に活用していく必要がある。**

再生可能エネルギー電子申請 ログアウト

マイページ 情報検索 利用者情報 操作マニュアル 一般利用者申請

メニュー

- 設備申請情報検索 >
- 認定設備情報検索 >
- 再エネ条例検索 >
- 認定情報地図検索 >
- 関係法令違反通報検索 >
- 関係法令違反通報登録 >**
- 許認可登録 >
- 許認可登録状況検索 >
- 自組織ID登録状況確認 >

「設備申請情報検索」では、閲覧日時においてシステムにて申請手続き中の設備申請情報を検索することができます。※審査済みになった設備申請情報は検索できません。

「認定設備情報検索」では、閲覧日時において既に認定され、システムへの登録が完了されている認定設備情報を検索することができます。

利用規約 | プライバシーポリシー

経済産業省 資源エネルギー庁 Copyright (C) Agency for Natural Resources and Energy All rights reserved.

主な登録項目

- ・ 設備 I D
 - ・ 設置場所
 - ・ 違反法令等
 - ・ 違反内容の詳細
- ※市町村の通報可能エリアは隣接する市町村まで

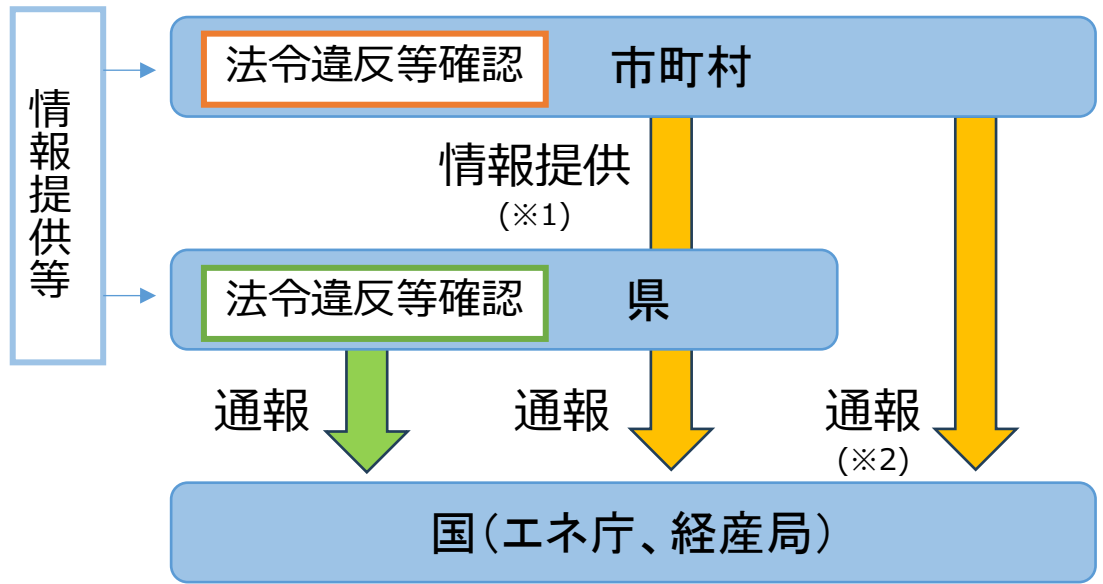
地方自治体等向け情報閲覧ページより
(<https://www.fit-portal.go.jp/local>)

関係法令違反通報について②

◆市町村からの通報

- 関係法令違反通報を行うケースは、県や市町村が所管する許認可に関し、**法令違反に基づく指導等を行った場合や、地域からの情報提供等により何らかの法令違反が疑われる場合等**が想定される。
- 市町村が通報する場合、**直接通報するほか、県を経由しての通報も可能。**

【通報の流れ（イメージ）】



※1 県経由での通報に際しては、可能な範囲で以下情報を提供願います。

- ・ 設備 I D
- ・ 設置場所
- ・ 違反（のおそれのある）法令
（森林法、盛土規制法、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地法、電気事業法、環境影響評価法、再エネ特措法など。列記したものに限りません）
- ・ 違反内容の詳細（写真等含む）

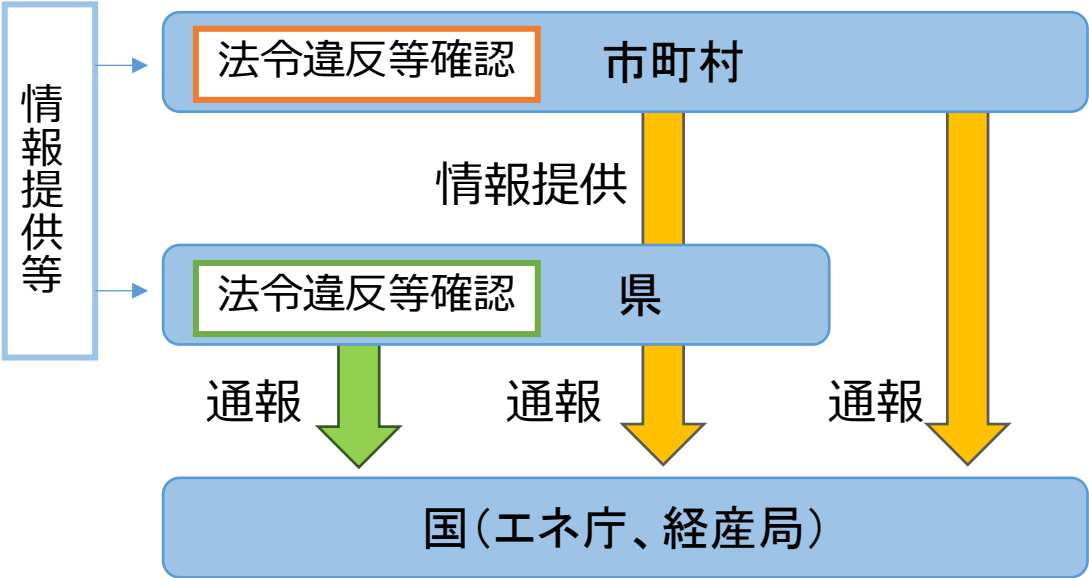
※2 市町村から直接通報する場合も、可能な範囲で県へ情報いただくようお願いします。

関係法令違反通報について③

◆県から行った関係法令違反通報

- 福島県ではこれまで、許認可に関する行政指導の実施や、地域・市町村からの情報提供内容に基づいて関係法令違反通報を行っている。
- これらの通報により、①国が実施する現地調査につながった事例や、②双方向の情報共有を通じて市町村における事業者への文書指導につながった事例もある。
- 引き続き、事業規律の強化に向けて、市町村と連携し通報機能を活用していく。

【通報後の対応の一例】



【事例①】

地域からの情報提供に基づき、県から通報
→ 国による現地調査

【事例②】

事業者が不明の案件について市町村からの
情報提供に基づき、県から通報
→ F I T 認定情報から事業者を特定、市
町村において事業者へ文書指導